

平成22年8月13日

厚生労働大臣
長妻 昭 様

特別区長会会長 多田 正見

高齢者医療制度改革会議「中間とりまとめ」(案)に対する緊急申し入れ

このたび、高齢者医療制度改革会議から「高齢者のための新たな医療制度等について」の中間とりまとめ案が示されました。この案をもとに国民各層の意見を聞き、8月中に中間のとりまとめとして改革の基本方針を固める予定とのことです。

しかしながら、今回の改革案には、今後の医療費増大が見込まれる中で、誰が国民の医療に責任を持ち、どのように財源を確保するかの根本問題の解決策が示されていません。

特に財源問題は重要であり、国民健康保険は既に3800億円もの一般会計からの繰り入れを余儀なくされています。財源問題を放置すれば、今後も自治体負担はますます増加し、自治体間格差を更に拡大させることになりかねません。

今回の案は、制度の根幹に関わる問題が今後の課題に先送りされていることなど、本来の議論に耐えられるものとはなっておらず、後期高齢者医療制度発足前の姿に戻るだけという評価しかできません。

現行制度がようやく落ち着きを得てきている中で、制度の見直しを行なう以上は、今後増加し続ける高齢者の医療費について、国が責任を持って対応する姿を示すべきであり、国民や自治体の危惧にきちんと応える必要があります。こうした抜本的な解決策のないまま現行制度廃止ありきの議論を進めれば、再び大きな混乱が生じることは明らかです。

医療保険は、国民生活の基本に係るセイフティネットであり、国の責任において、すべての国民を対象に、給付の平等、負担の公平を図り、医療保険制度の一本化、特に財源の確保を中心とした、将来にわたって安定的で持続可能な制度を構築していくことが不可欠です。

このため、拙速を避け慎重に議論を尽くした上で真に抜本的な改革案を取りまとめ、国民や地方自治体の合意を得て検討を進めるよう申し入れます。